

全軽自協第2025-0191号の4

令和7年7月22日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

会 長 喜 谷 辰 夫 殿

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

会 長 赤 間 俊 一

(公 印 省 略)

軽自動車検査証返納確認書の発行終了について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の業務に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会は、民事登録制度のない軽四輪自動車の盗難、詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故の防止を図るため、申請時に押印された所有者印により自動車検査証の返納について所有者の承諾があったことを確認（流通確認）したうえで「軽自動車検査証返納確認書」（以下「返納確認書」）を発行してきました。

しかしながら、令和3年の申請書等の押印・署名の廃止により、申請時に所有者印が押印されなくなり、従来の方法による流通確認が困難になってきたことから、本年7月1日から新たに流通確認業務サービスによる流通確認を開始しました。

現在、返納確認書は、返納時に流通確認を行ったことを証する書面ではなく、譲渡証明書として併用できる「使用者であることを証する書面」として使用するための書面として発行していますが、返納確認書本来の役割を終えたことから、本年11月28日（金）をもって、発行を終了することとしました。

つきましては、貴連合会会員各位に周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

令和7年8月22日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

会 長 喜 谷 辰 夫 殿

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

会 長 赤 間 俊 一

(公 印 省 略)

オークション会場に出品される軽自動車の取り扱いについて（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の業務に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当連合会は、民事登録制度のない軽四輪車の盗難、詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故の防止を図るため、所有者の印鑑が押印された「軽自動車所有者承諾書」及び「軽自動車検査証返納確認書」（以下「所有者承諾書等」という。）により、所有者の流通上の正当性を確認する流通確認業務を実施してまいりましたが、これに代わるものとして、本年7月1日からインターネットを利用した流通確認業務サービスを開始いたしました。

このため、所有者の承諾状況を確認する書類として、所有者承諾書等が発行されなくなり、オークション会場等において、出品車両の所有者が名義変更を承諾しているかを書面により把握することができなくなったことから、落札後の名義変更手続きに支障が生じる事例が発生しております。

つきましては、出品者が軽自動車をオークションに出品される際は、落札後、円滑に名義変更等の手続きが行えるよう下記の例に従って事前に措置されるよう、貴連合会傘下の各都道府県地方整備振興会様及び整備事業者様へ周知していただくようご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- ・名義変更等の手続きの際には、所有者の同意が必要になるため、出品前に出品車両の所有者の方への確認を取っておいてください。
- ・オークションに出品する前に、所有者の名義を自社に変更しておいてください。

『軽自動車検査証返納確認書』発行終了のお知らせ

令和7年8月

(一社)全国軽自動車協会連合会では、自動車検査証返納証明書交付申請(一時使用中止)の際に『軽自動車検査証返納確認書』を発行してまいりましたが、**令和7年11月28日(金)をもって、同確認書の発行を終了**します。

従来、軽自動車検査協会に提出される当該確認書は、譲渡証明書として取り扱われておりましたが、発行終了後は、道路運送車両法第 33 条第 1 項に定め
られている事項を記載した譲渡証明書を提出してください。

＜軽自動車検査証返納確認書＞

[illegible]

＜譲渡証明書の例＞

第21号様式(譲渡証明書)

譲 渡 証 明 書

次の自動車を保険したことを証明する。

車名	型式	車台番号	原動機の型式

譲渡年月日	譲渡人及び譲渡人の住所又は事務所及び住所	譲渡人印

備考

(注)車名・型式等が空白の場合は、備考欄にその旨を記入すること。

(注)東京都警視庁は別紙を

なお、発行済みの同確認書につきましては、12月1日（月）以降も引き続
き、譲渡証明書として利用することが可能です。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

譲渡証明書の様式は軽自動車検査協会のホームページからダウンロードすることができます。



ダウンロードはこちら